

投稿年月日	平成 24 年 8 月 28 日	投稿者	市内在住 男性 60 代
ご意見・ご提案 内 容	<p>南島原市の国民健康保険税ですが、現在私は(固定資産税×28%+所得税)が国民健康保険税となっています。そこで疑問があります。現在固定資産税は払っていますが、その上に健康保険税に28%の上乗せとなっています。2重取りではないでしょうか、非常に納得出来ません。</p> <p>では借家に、住んでいる人は固定資産税が掛かりません。これでは市民平等の健康保険税言えるのでしょうか。所得に対して掛けるのが平等ではないのでしょうか。また、お隣の島原市では、5年前より国民健康保険税に固定資産税上乗せは廃止になりました。南島原市では、国民健康保険税に、固定資産税に上乗せは廃止出来ないのでしょうか。</p>		
回 答	<p>◎国民健康保険税の資産割は二重課税ではないか</p> <p>国民健康保険税の賦課方式は地方税法第703条の4において、所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の4方式、所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の3方式、所得割総額及び被保険者均等割総額の2方式の三つの方式が規定されており、どれを採用するかは市町村の条例で定めるものとされております。</p> <p>これによりまして、南島原市は、南島原市国民健康保険税条例で条例第2条第2項において「基準課税額は、被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする」と規定し、第4条で「資産割額は、固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の合計額に100分の30を乗じて算定する」と定めております。</p> <p>したがって、国民健康保険税の資産割については、法令に基づき課税されておりますので、二重課税にはなりません。</p> <p>(二重課税とは、一般的に同一の目的で同一の課税客体(収入、預金、資産、取引等)に税金を賦課することを指します。</p> <p>国民健康保険税の資産割額は、国民健康保険に必要な費用にあてる目的で国民健康保険加入世帯に賦課しており、一方、固定資産税は市の行政サービスの費用に充てる目的で固定資産の所有者に賦課しているもので、目的が異なります。以上のことから国民健康保険税の資産割額は二重課税には当たりません。)</p> <p>◎資産割は廃止に出来ないのか</p> <p>国民健康保険税の賦課方式については、地域の状況に応じて市町村ごとに決めてきた経緯があります。南島原市は、所得の低い加入者の保険税負担に配慮しながら、将来に持続可能で安定した国民健康保険を運営するためには、所得割額・資産割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額を組み合わせる4方式が最も適していると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>		
担当課	税務課		